

米国関連資料

過去に発行された Office Actions に関するデータセットから見えてくる  
米国特許審査官の審査業務の実情

2018年05月07日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

USPTO において、OA 処理のカウント要件が審査官に課されており、この要件がプロセキューションに影響を与えます。審査官は、四半期（第1四半期（10月～12月）、第2四半期（1月～3月）、第3四半期（4月～6月）、及び、第4四半期（7月～9月））ごとに、審査実績が評価されます。

各四半期の終わり頃は、審査官が実績を挙げようと躍起になるときです。そこで、許可可能な状態に近いと考えられる場合、その四半期の終わり頃の良い時期を見計らって、審査官に電話して審査官と協議することが、特許査定取得の可能性を高くするとされています。

審査官が、どのようにして実体審査業務を行い、どのような実績をあげているのかについて、過去のデータセットから知ることの意義は大きいと考えます。このことについて、以下に紹介します。

**【全5頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。